

生駒市オープンデータの推進に関する指針

生駒市オープンデータの推進に関する指針（以下「本指針」という。）は、「官民データ活用推進基本法」並びに、国が策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「電子行政オープンデータ戦略」、奈良県が策定した「奈良県第三次情報システム最適化計画」等を踏まえ、生駒市（以下「本市」という。）におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性について示すものである。

なお、本指針の内容は、今後の国における検討や関連技術の進展等を踏まえて、随時改訂していくものとする。

第1章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1. オープンデータの定義

オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータのことである。

2. オープンデータを推進する意義

（1）市民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決、地域経済の活性化

多様な主体による公共データの活用が進展することで、協働による地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に貢献することができる。また、新たなサービスの創出やビジネスでの活用等、地域経済の活性化が期待できる。

（2）行政の高度化・効率化

オープンデータを推進しやすい環境の整備や、データ活用により得られた情報を根拠とした政策や施策の企画及び立案がおこなわれることで、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

（3）行政の透明性・信頼の向上

様々な公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼の向上が図られる。

第2章 オープンデータの推進に関する取組の方向性

1. 対象となるデータ範囲

原則として、生駒市オープンデータポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）において既に公開している情報及びこれから公開を予定する情報を対象とする。

また、個人情報を含む情報、国や公共の安全・秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある情報、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報は対象外とする。

(1) 積極的にオープンデータ化する情報

- ア 防災・減災情報、地理空間情報、統計情報
- イ 市民・事業者等からの利用ニーズが多い情報
- ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要がある情報
- エ 政府が定める「推奨データセット※1」にある情報

(2) 公開データの拡大

ポータルサイトで公開していないデータについては、利用ニーズや公開に係る作業量等を考慮した上で、可能なものからオープンデータとして順次公開していくものとする。

2. オープンデータ公開の基本的なルール

(1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

データの二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス※2」を活用し、その中でも可能な限り「CC-BY※3」による公開を検討する。

(2) 機械判読性が高いデータ形式での公開

ポータルサイトで公開するデータについては、可能な限り機械判読可能なデータ形式での公開を行う。

また、データの構造については、共通語彙基盤※4の策定や推奨データセット※1の取りまとめが進められていることから、その状況を踏まえて随時対応を検討する。

(3) 第三者が著作権等の権利を有するデータの取り扱い

外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者等から提供されたデータ等、第三者が著作権その他の権利を有しているデータについては、当該第三者との間で協議を行い、オープンデータ化を促進する。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、本市はその責を負わない旨を記載した利用規約についても定める。

3. 利活用推進のための取組の方向性

オープンデータは、全庁的な取組により推進する。オープンデータの利活用を推進していくことは、「市民が主役となってつくる参画と協働のまち」実現につながることを期待される。そのため、市民・事業者・団体等利用者のニーズの把握に努めるとともに、事業者等が行う利活用の取組について、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働して推進する。また、市民・事業者・団体等に加え、国や他自治体とも連携を行いながら推進することで、オープンデータを活用するサービスが地域を越えて展開されやすく、公民連携が活発に行われる地域づくりを目指す。

※1 推奨データセット：

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

※2 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）：

著作権のある著作物の配布を許可するパブリックライセンスのひとつで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンスの範囲内で利用することができる。

※3 CC-BY：

CCライセンスの中で、作品の利用条件として、著作権者、作品名、引用元、二次創作物もしくは翻案であるかどうか等のクレジット表記が要求されているもの。

※4 共通語彙基盤：

さまざまな分野で利用される用語の表記、意味、データ構造等を統一することで、分野を超えたデータの検索向上やシステム連携の強化を図るもの。例えば、データの項目名として、「住所」「アドレス」「所在場所」等を混在させるのではなく、表記を「住所」と統一することで、データの連携を容易にできる。

附則

この指針は、平成28年5月13日から適用する。

附則

この指針は、平成29年2月28日から適用する。

附則

この指針は、令和元年7月22日から適用する。